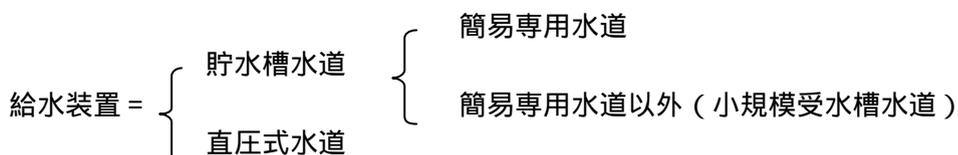


貯水槽水道について

給水装置とは、水道事業者が配水管から分岐して設けられた給水管等。
給水装置の設置及び管理責任は水道の需要者にある。



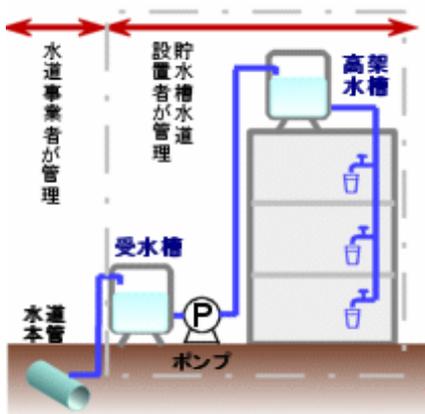
< 給水装置と受水槽の関係 >

貯水槽水道（受水槽施設方式）

給水装置 = 受水槽 + 給水ポンプ + 揚水管 + 高置水槽 + 給水管 + 給水栓

受水槽の有効容量が 10m³ を超えるものを「簡易専用水道」と呼び、
水道法で管理基準が定められている。

小規模貯水槽水道（10m³以下の場合）について、各水道事業者が定める
水道水供給規定により、管理基準が定められている。



簡易専用水道

法第 34 条の 2 簡易専用水道設置者は省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

法第 34 条の 2 第 2 項 設置者は、管理について地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。（罰則法第 54 条第 8 項 100 万円以下の罰金）

施行規則第 55 条 法第 34 条の 2 第 1 項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

第 56 条 法第 34 条の 2 第 2 項 の規定による検査は、一年以内ごとに一回とする。

- 2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。